

盛岡広域振興局長告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和2年5月15日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割86番7、87番1、87番2、87番3、87番4、88番6及び251番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市東安庭二丁目12番15号 株式会社シリウス